3. 計画の内容

1) 対象施設

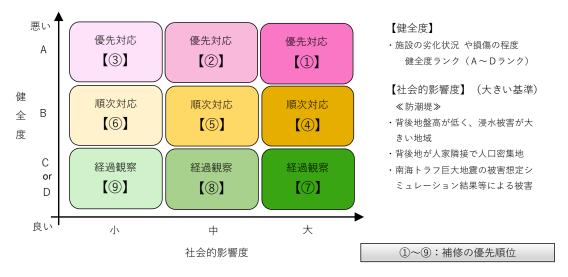
本計画では、大阪港湾局が管理する海岸施設(防潮堤約 60 km、水門 8 基、陸閘 353 基)を対象とします。

2) 計画期間

計画期間は「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(総務省 平成30年2月27日改訂)」に基づき30年とします。

3)対策の優先順位の考え方

市民の生命と財産を守るため、基本的には施設の劣化や損傷が激しい箇所から順次修繕を行っていきますが、背後地の人口密度が高い箇所や、南海トラフ巨大地震の想定被害が大きい箇所などの社会的影響度が大きい施設については、特に優先的に修繕を実施していきます。(優先順位①~⑨)

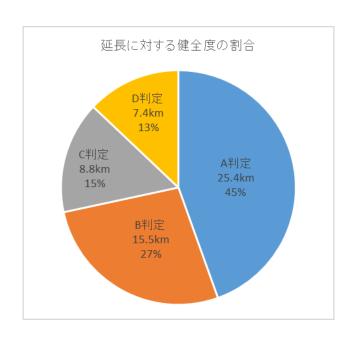


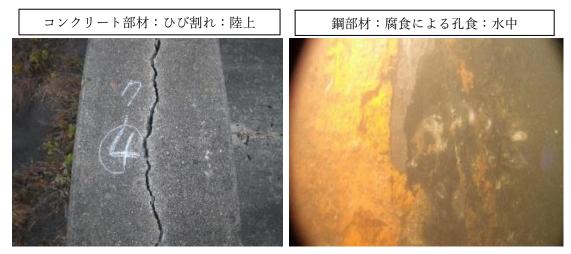
対応方針

対応方針	判定内容	対応内容					
優先対応	○損傷・劣化が著しく、そのままでは 天端高や安全面(防護機能等)に影響が出る恐れがあり、優先的に対応 が必要な施設	経過観察レベルまで機能回復を行うことを前 提に、補修等を実施する。 なお、「優先対応」施設の中での対応順位につ いては、社会的影響度が大きい施設から順次実 施する。					
順次対応	○優先対応は必要としないものの、損傷・劣化があり、部分的に補修・補強対策の要否を検討する詳細点検が必要な施設 ○優先対応施設の処置が完了次第、順次対応する施設	経過観察レベルまで機能回復を行うことを前提に、状況に応じて補修等を実施する。 なお、「順次対応」施設の中での対応順位については、社会的影響度が大きい施設から順次実施する。					
経過観察	○損傷・劣化の見られない施設、もしくは損傷・劣化はあるが、機能低下は見られず、損傷の進行状況を継続的に観察する必要のある施設	補修等の対応は行わず、点検業務を継続しながら経過観察を実施する。					

4) 施設の状態等

国の点検ガイドラインに基づき点検、健全度評価を行った結果、鋼部材の腐食やコンクリートの劣化が激しい施設が多く存在することが判明しました。

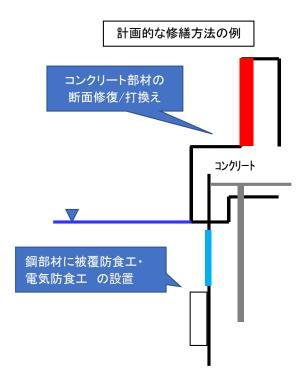




5)対策内容と実施時期

健全度評価の結果、老朽化が進む施設については令和5年度の完了を目標として早急 に修繕を実施していき、修繕したものから順次予防保全による維持管理にシフトしてい きます。

対策内容		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
点検・評価	〇:日常点検(1回/1年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	●:定期点検(1回/5年)					•					•
	◎:計画見直し					0					0
早急な修繕	コンクリート被覆・打換え等	J									
		—				\rightarrow					
計画的な修繕	電気防食・被覆防食・断面修復等					予防保全		L			
						_			-		



鋼部材の腐食やコンクリートの劣化が激しい施設については、市民の安全・安心を確保するため、主に「緊急安全対策」として平成30年度から令和5年度にかけて修繕を集中的に取り組むとともに、修繕により施設の性能を一定回復したものから、順次、予防保全型の維持管理にシフトすることで、施設の長寿命化と維持管理に要するトータルコストの削減に努めています。

施設の性能を確保するため、施設の維持管理にあたり、『計画策定→点検→評価→補修 →計画見直し』といった維持管理のサイクルを実施し、施設ごとに策定した維持管理計画 を5年毎に見直すこととしています。

維持管理のサイクル 海岸保全施設長寿命化計画の 策定·更新 評価分析結果から点検頻度や点 検内容の変更、優先順位の設定等 を行い、計画を更新 施設の点検・現状把握・評価 計画の精度向上のための評価分析 ①市職員による日々の保全巡視や 清掃時の点検(日常点検) ②施設の基本情報(工事履歴、被災 目標管理水準の達成状況の把握 履歴、構成部材)、点検結果とその ・計画の実効性について評価分析 → 点検頻度や点検内容の妥当性 履歴を記録 ③点検台帳等に蓄積されたデータか → 劣化予測と実際の施設点検に ら施設の状態、損傷及び劣化程度 よる劣化程度の比較等 を評価 施設の維持補修 目標管理水準まで劣化した施設は 速やかに補修、補強を行う。

6) 対策費用

予防保全による維持管理を実施した場合、今後 30 年間の維持管理に要する費用は 年平均約 13 億円となります。

